

令和 8 度 公益財団法人 茂木本家教育文化財団 奨学生募集要項（大学等）

公益財団法人茂木本家教育文化財団は、大学・短期大学の学生で学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行うことによって社会に有用な人材を育成することを目的としています。

令和 8 年度は、次の要項により奨学生を募集いたします。

1. 応募資格 次のいずれの条件にも該当する者

- (1) 令和 8 年 4 月に大学（医歯学系及び短期大学、専門学校を含む。以下同じ）に入学した者（新入生に限ります）
- (2) 学業優秀（高校 3 年間評定 5 段階評価で平均 4.3 以上）であり、品行方正である者
- (3) 学費の支弁が困難と認められる者。
- (4) 他の奨学金財団等との併願・併給を認めます。

※尚、1 学校から応募できる人数を 3 名までと制限させていただきます。

2. 奨学生の採用予定数

大学生等 若干名

※選考実績：直近の 5 年間では、大学生 14 名を選考しています。

3. 奨学金支給額・支給方法・支給期間

- (1) 支給月額 大学生 3 万円（返還不要）
- (2) 令和 8 年 4 月分より支給します。令和 8 年度は 7 月に 4～9 月の 6 か月分、10 月に 10～12 月分、令和 9 年 1 月に 1～3 月分を支給します。
- (3) 支給期間は大学学部在籍期間（最長 4 年間）とします。
- (4) 原則として、年 2 回研修会を開催し、出席を求めます。

4. 応募書類

- (1) 奨学生願書（必ずご本人が記入してください。保護者記入のものは受付ません。）

- ① 所得金額を証明する『源泉徴収票』（給与所得）又は『確定申告書（控）一式』（給与所得以外）のコピーを必ず添付して下さい。添付なき場合は、選考対象になりません。

(※) 個人事業主の場合

『確定申告書』に付属の所得税決算書（損益計算書）とその資料も必ず添付して下さい。

- ② 生活保護、児童手当等の公的な扶助・給付を受けている場合は、願書の「公的な扶助・給付欄」に当該金額を記載し、証明書を添付して下さい。
- ③ 希望理由シートの、『将来の夢』と『自分のアピールポイント』は、必ず記入して下さい。

- (2) 在学証明書
- (3) 学業成績証明書（大学入学前の高校3年間の評定が出ているもの。調査書の写し可）
- (4) 推薦書（大学の学校長または学部長の作成したもの）

5. 応募書類締切日

令和8年5月18日（月）事務局着 厳守

（締切日を過ぎての提出は無効となります。必ず大学経由でご提出ください。）

6. 選考

- (1) 当公益財団の選考委員会において、応募書類により選考します。
- (2) 選考の結果は、在籍大学に通知します。（7月上旬頃）

7. 学業成績証明書・生活状況報告書の提出

奨学生は、毎学年終了後4月上旬までに、学業成績証明書・生活状況報告書を当公益財団事務局に提出していただきます。

8. 異動の届け出

奨学生又は連帯保証人は、次の各号の一に該当することとなった場合は、速やかにその旨を当公益財団事務局に提出していただきます。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、奨学金振込銀行その他重要な事項に変更があったとき

9. 奨学金の休止、停止、又は廃止

奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、あるいは学業、性行などの状況により指導上必要があると認めたとき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止又は廃止します。この場合、当該事由発生以後に受領した奨学金があるときは、これに相当する金額を速やかに当公益財団の事務局に返還していただきます。

10. 応募書類の送付先・問い合わせ先

〒 278-0037 千葉県野田市野田 245 番地

公益財団法人茂木本家教育文化財団 事務局長 伊藤 誠治

財団事務所：（日）（月）（水）9:00～17:00

TEL 04-7120-1003 FAX 04-7120-1002 <緊急>携帯 090-1673-9090

e-mail:zaidan@mogi-honke.jp

以 上